

平成27年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第19号）						
招集年月日	平成27年12月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年12月11日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年12月11日 午後2時04分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越てる子	○
	3	久保尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出高明	○	12	奥田公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原健一	○
	6	徳永正道	○	14	溝口峰男	○
	7	豊永喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口和幸	○	16	橋爪和彦	○
議事録署名議員	14番 溝口 峰男 15番 久保田 久男					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	教育長	中村 富人	○
	副町長	小松 英一	○	教育課長	甲斐 龍馬	○
	総務課長	小谷 節雄	○	会計 管理者	上 淵 幸一	○
	企画財政 課長	神田 利久	○	福祉課長	小見田 文男	○
	町民課長	宮原 恵美子	○	商工観光 課長	恒松 倉基	○
	税務課長	豊永 憲二	○	保健環境 課長	岡部 和平	○
	農林振興 課長	片山 守	○	建設課長	石塚 保典	○
	農業委員会 事務局長	大林 弘幸	○	上下水道 課長	深水 光伸	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第19号）

- 日程第 1 議案第33号 あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第34号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第35号 あさぎり町立小学校運動部活動社会体育移行検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第36号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第37号 平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第38号 平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第39号 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第40号 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第41号 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第42号 平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 発議第 3号 「ヘイトスピーチ対策について強化策を求める意見書」について
- 日程第13 発議第 4号 「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書」について
- 日程第14 発議第 5号 「TPPの国内批准に向けた慎重な審議と万全な国内対策に関する意見書」について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第33号 あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第34号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第35号 あさぎり町立小学校運動部活動社会体育移行検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第36号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第37号 平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第38号 平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第39号 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第40号 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第41号 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第42号 平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 発議第 3号 「ヘイトスピーチ対策について強化策を求める意見書」について
- 日程第13 発議第 4号 「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書」について

日程第14 発議第 5号 「T P Pの国内批准に向けた慎重な審議と万全な国内対策に関する意見書」
について

午前10時00分 開議

●議会議務局長（坂本 健一郎君） 起立。礼。おはようございます。着席。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第33号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第1、議案第33号、あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。議案第33号、あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本条例を制定する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） おはようございます。それでは議案第33号の内容について説明いたします。議案書とは別に、本日、参考資料と右上に書いて在ります、2枚つづりの資料をお配りさしていただいております。これも含めまして御説明をしたいと思ひます。今回のあさぎり町の、行政手続云々という大変長い条例の名前になっておりますが、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは通常マイナンバー法と言われているものでございまして、もう既に本町におきましても、大部分のそれぞれのご家庭等に通知カードが郵送されているというふうには思っておりますが、いよいよこの俗に言う利活用と申しますか、新年1月1日が法の施行日でございますので、具体的な利用が始まってまいります。本町も含めまして、各自治体、国あるいはその他色々な機関の中で利用する場合に、法律中では原則論でございますが、例えば税情報に関連して、このマイナンバーを各個人さんから取得した場合は、基本その目的にしか使えないというのが原則でございます。ただ、今度はそれを各、例えばあさぎり町内で、例えば税の中で情報を個人からいただいた場合に、福祉の関係で、その同じ方の番号を福祉の方で使わせてもらうことが必要になっております。そちらと、全ての業務の時にいちいち、御本人さんの立場から言ったら、通知カードなりカードを持って来て、あるいは身分を証明書する写真つきの身分証明をして、これが私ですから私の番号はこれです、ことを全ての事務にする必要が出てまいりますので、1回あさぎり町内、あさぎり町として取得さしていただいた情報は、必要に応じてですけど福祉なら福祉、そういうあさぎりの役場内で利用することを可能とする。それがここで言いますところの、利用ということになります。ですから、そういうことをする場合には、条例でうたっておく必要がございます。それが今回の条例であります。もう1点、他の自治体、例えばでございますが、あさぎり町で住民票をお持ちの方が、マイナンバーがついてますけども転居された場合、その時にはまたそこで申請されますけど、今度は福祉の同じ例えば、例でござい

すけど、ある子供さん、福祉関係の事務、同じことする必要があるとした場合、同じ業務であさぎり町にあった業務が、そのデータをAという方の番号をそのまま利用する、そういうのが連携とかになりますけど、そういう期間内の色んなそういう連携、そういったものを可能にする、そういった手続の中で、こういった条例の制定が必要になってまいります。この参考資料の中にちょっと分かりやすく作ったつもりですが、これでもなかなか分かりにくいかと思いますが、この矢印で、こういった連携をする仕組みになってるわけですが、開けていただきまして、ページ数打ってませんが、すいません、2ページ目に表を書いております。この表も精いっぱい分かりやすくしたつもりですが、①の法定事務の庁外連携云々、こういったものをうたってございますので、条例の規定は不要でございます。②で法定事務の庁内連携（同一機関内）っていうのは、町長部局内、先ほど言いました、例えばですけど、右の表3ページ目に書いてございますが、税の事務で情報があつた場合、照会とか児童手当事務に利用する、こういった場面、こういうのが庁内連携でございますが、そういった場合の規定といたしまして、このまた左の表2ページの表の2マス目、条例第4条第1項で、法別表第2の第2欄に掲げる事務について、条例第4条第2項の規定に基づき、条例第4条第2項というのが、今回制定する条例の第4条第2項にこの規定がうたってございます。その下③、2ページ目の表を申し上げておりますが、地方公共団体内他機関との連携、地方公共団体内の他機関と申しますのは、今回は具体的に言いますと、教育委員会、町長部局との連携、具体的には今回そうなりますが、法では利用で法第9条2項とか法第19条第9号ということで、条例で規定をしなければならないとうたってございます、法の中で。そういうことで、今回お願いしております、条例の第5条の別表にこういった案件を規定をしております。こういった前提の中で、条例の案の御説明をさせていただきます。議案の方をお願いしたいと思っております。議案開けていただきまして、第1条に趣旨は今申し上げました、そういった情報提供関係の事項を定めるために、この条例を定めるということをお願いしております。第2条は定義でございます、それぞれ用語の意義をここにうたっております。第3で町の責務でございます。第4条で個人番号の利用範囲ということですが、ここに書いてありますが、先ほどちょっと触れました、第9条第2項の条例で定める事務というのは、マイナンバー法の中でございますが、別表という形で国、県、市町村あるいはその関係する機関、そういった機関がそれで扱う事務を一覧表でうたってございますが、そういったことが対象になるということでもあります。第4条の2の中に、具体的に先ほど申し上げました、町長又は教育委員会は、別表でうたっている事務を処理するために、必要な限度でそういった利用することができるというのが第4条2項、第5条で、特定個人情報の提供でございますが、これはちょっと具体的に最後の次の別表を見ていただいたがわかりようございます。最後の方に2ページ目に、別表（第5条関係）というのがございますが、ここに具体的にうたっております。教育委員会が、あさぎり町の就学援助実施要項による就学援助費の支給に関する事務であつて規則に定める事務に必要な個人情報、1番右端に、住民票関係情報であつて規則で定めるもの、税関係情報であつて規則で定めるもの、児童扶養手当支給関係情報であつて規則で定めるもの、こういった情報を就学援助費の支給に関する事務に必要な場合には、教育委員会が町長に、町長部局に提供を求めて、それを利用することができるというのが別表でございます。これは第5条の規定ということでございます。こういうふう具体的な利用に関しては、これからもし必要な部分が出てきましたら、こういった形で条例でうたわないと、同じ町内でも機関が違う別機関、教育委員会等ですから仮の話ですけど、議会事務局等の関係も、またそういうのが必要であれば、そういうことをする必要が出てまいります。それをしないと、いちいち事務をする時に、個別に本人さんからマイナンバー等の情報をいただく手続が必要になるということでございます。そういったことを、今回この条例で定めさせていただくものがございます。最後に附則といたしまして、この条例は、行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律マイナンバー法の施行の日、具体的には平成28年1月1日から施行するということで、

マイナンバー法の施行と同日に、この条例も施行させていただくということでございます。ちょっとこれも大変わかりにくい内容でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第34号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、議案第34号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第34号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。提案いたします。あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第34号のあさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。先ほどの提案理由にもございましたけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法でございますけれども、その施行に伴いまして、改正する必要があります。この条文の改正の中で、10条及び11条でございますけれども、10条におきましては、保険料の徴収猶予、それから第11条におきましては、保険料の減免でございます。この保険料の徴収猶予及び減免を申請する時に、今までは氏名及び住所でよかったんですけども、このマイナンバー法の施行によりまして、個人番号が必要となるということで、この条例を改正するものでございます。この改正条例を朗読しまして説明にかえさせていただきます。あさぎり町介護保険条例（平成15年あさぎり町条例第110号）の一部を次のように改正する。第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。附則、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第35号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第3、議案第35号、あさぎり町立小学校運動部活動社会体育移行検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第35号、あさぎり町立小学校運動部活動社会体育移行検討委員会設置条例の制定について、提案いたします。あさぎり町立小学校運動部活動社会体育移行検討委員会設置条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立小学校運動部活動の社会体育移行について、円滑な運営及び成果の確保を目指し、中立公平な立場で関係者に意見を求めるため、本条例を制定する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 教育課長。

●教育課長(甲斐 龍馬君) 次ページの方をご覧くださいと思います。今般、熊本県教育委員会におきまして、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針が策定されました。これによりまして、県内の小学校の運動部活動は、平成30年度末までに社会体育へ移行するということとなります。本町といたしましても、児童に対する運動、スポーツの必要性、また児童、保護者からのニーズを考慮いたしますと、何らかの形で社会体育へ移行する必要があると考えておりまして、スムーズに移行できるよう、検討委員会を設置するものでございます。条例の内容について、要点のみ掻い摘んで説明を申し上げます。第1条におきまして、設置する目的を規定しておりますが、本委員会には社会体育移行について、円滑な運営及び成果の確保を目指し、中立公正な立場で関係者に意見を求めることを目的といたしております。第2条には、委員会の所掌事務を規定いたしまして、教育長の諮問に応じ、調査審議し答申するほか、自ら建議することができるとしております。第3条におきまして、委員は20名以内をもって組織するとしていたしますが、内訳といたしましては、各小学校から3名、それと体育協会等のスポーツ関係者、学識経験者を構成メンバーといたしております。各委員の任期につきましては、第4条にて1年とし、再任を妨げないとしております。第5条に委員の職務、次ページの第6条の方に会議に関すること、第7条は、報酬及び費用弁償について、第8条に資料の提供について規定し、第9条にて、庶務は、教育委員会事務局にて処理するとしております。第10条に、その他を規定しまして、附則におきまして、本条例は、公布の日から施行することといたしますが、有効期限を平成31年3月31日限りとする時限立法といたしました。以上で条例内容について説明を終わります。以上です。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、橋本議員。

○議員(2番 橋本 誠君) 2番、橋本です。これ確認なるんですが、ふれあいスポーツクラブあさぎりを代表する者の中には、ジュニアスポーツの代表も含まれているのかお聞きします。

◎議長(橋爪 和彦君) 教育課長。

●教育課長(甲斐 龍馬君) バレーボール等を指しますかね。例えば野球等でガッツとかございますけど、

あれはその中には含まれません。バレーボール等は含みます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 5番、森岡です。9月の定例会の折に、この件につきましては質問申し上げましたけれども、その中で教育長のお答えの中で、スポーツも含めて知・徳・体が、これが基本であるということで、今後の取り組みについてということで、申し述べておられます。その通りで、教育基本計画の中にも生きる力が1番目に出てきているわけでございますけれども、今回の社会体育への移行につきましては、ちょっと調べましたところ、26年度に熊本県の体育協会が県外視察ということで、先進地である鹿児島県と大阪の視察をなされた報告書が出ております。その中の結果報告といたしまして、熊本県は特異な状況で、小学校の部活動をやっておるといって報告がなされた中で、今後の社会体育へ移行する時には、非常に問題が多いと、この問題を解決するためには、当然ながら地域での協力を得ながら、それぞれ横の連絡をとりながら、そして最終的には保護者を含めたところでやらなければならないということで、報告書がなされております。今後そういった移行する中で、子どもに主眼を置いたところの環境整備が、非常に夕方の4時半以降の時間帯になると思いますけれども、そういった中で、そういった環境整備をするために、委員会の構成メンバーの選出に当たっては、特にそういったところに精通された方で構成していただいて、教育長が諮問される内容として、最終的なその委員からも建議が出るような内容の委員会の整備していただかないと、この4年の中で、これをやりとおせというのは非常に難しいことだろうと思っております。ですから、県そういったところも含めたところで、条例の制定をなされた時は進めていただければという要望した意見でございます。お答えがあればお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育長。

●教育長（中村 富人君） ありがとうございます。社会体育に移行ってというのは、少し難しい面がございます。簡単に申し上げますと、現在は学校で部活動をやってます。子ども達の中には部活動やってて、社会体育に参加している子ども達もおります。社会体育へ参加している子ども、例えば今、橋本議員からありますように、スポーツクラブあさぎりの中には、バレーボール等のジュニア対象のもありますので、それに参加してる子もおります。それから陸協とか競技団体がございまして、競技団体が主催している活動、陸上は恐らくそうじゃないかと思うんですが、それはあさぎり中でやっております。それに参加してる子もおります。また先ほど課長が申し上げましたけども、野球とかサッカーについては、これは教育委員会の管轄でございまして任意団体、町内ではそういうクラブがございまして、それに参加してる子もおります。学校教育の一環としてあります部活動、あるいは今申し上げました社会教育、そういう活動している子がいるわけですが、今度のこの条例に関しては、学校教育の部分がなくなりますので、それはどうなるか方向とすれば、将来は今申し上げました、例えば、ふれあいスポーツクラブ中の部活動にいく子もおると思います。それからサッカーとか野球があつとりますが、そういうところへ行く子もおると思います。それを当然、広い意味での社会体育とされておりますので、そういう子ども達もおります。そういう子ども達が増えると思うんですが、いわゆる現在の登下校の中で部活動できておりますが、登下校の中でできるような体育活動、そういう子ども達をどうするか、そこら付近が大きな課題でございまして、森岡議員がございまして、そこら付近を解決するためには、この委員の中に当然1番関係あります保護者の代表とか、そしてふれあいスポーツクラブの代表の方とか、それにスポーツ推進委員をされる指導者に関わる方とか、そういう方等を色々吟味しながら、委員の委任をお願いしたいと考えております。ちょっと回答になかったか分かりませんが、そういう方向で進みたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 今、教育長が具体的に方向と言うか、こういったことになりますよっていうこ

とを申し出になりましたけど、その中で気になるのが、そういったことで、スポーツが二極化していくんじゃないかと思うとですよ。専門的にやる子と、それからおっしゃった時間に部活をやるということになりますと、前回の申しましたけれども、スポーツというのは、それを通して子どもの人格形成にもそういう時代に大きく影響するものですから、そういったところをしても、ちゃんとスポーツの振興が図れるような体制づくりということをお願いしたいと思います。答弁要りません。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。3条の中の委員20人となっておりますけども、ややもすると男性だけの委員になるかと思っておりますので、どうか3番目にあさぎり町スポーツ推進委員というところで、女性の方もおられますので、委員の中にそういうことで、女性の参画もまとめていただきたいと思えます。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育長。

●教育長（中村 富人君） 十分その点には配慮しながら、委嘱をしていきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第4、議案第36号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第36号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。地方税法の一部を改正する法律（平成27年度税制改正）に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） それでは、あさぎり町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。平成27年度地方税法の改正に伴うものでありますが、一部、平成28年度からの施行について改正するものであります。議案書の20ページ、その次の一部改正の概要にて説明をいたします。第1条の税条例の一部改正については、地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項を条例で定めるとされており、国税における昨年度の改正を踏まえて、所要の見直しを図るものであります。第8条、徴収の猶予を行う場合の納付方法の見直しになりますが、分割納付及び分割納入の方法によることとしております。第9条、徴収猶予の申請手続等の整備でありまして、猶予を受けようとする金額、期間等の申請を行い、猶予金額が100万円を超え、かつ、期間が3月を超える場合は、担保提供が必要となるものであります。第10条、職権による換価の猶予の手続等の整備でありまして、必要に応じて担保提供の書類等の提出

を求めるものであります。第11条、新設された情報でありまして、納税者の申請による換価の猶予の手續等の整備として、町税の納期限から6ヶ月以内の申請に基づき1年以内の期間に限り、滞納処分による換価を猶予するものであります。第12条、担保を徴する必要がない場合は、猶予金額が100万円以下、期間が3ヶ月以下という要件を設定するものであります。第56条、固定資産税の非課税適用による申告の、条文の中の独立行政法人の統合による名称の変更になります。附則第10条の2、固定資産税の課税表示の特例部分でありまして、法律改正による条項及び号のずれを改めるものであります。次に、第2条の、税条例の一部改正の一部改正については、平成27年度地方税の改正の修正部分になります。次に、7ページをお願いいたします。附則であります。この条例は、平成28年4月1日から施行となります。ただし、第1条中あさぎり町税条例附則第10条の2の改正規定及び第2条あさぎり町税条例の一部を改正する条例の一部の改正規定については、公布の日からの施行となります。以上、説明終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第5、議案第37号、平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第37号、平成27年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）について提案いたします。平成27年度あさぎり町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,015万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、平成27年度一般会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。まず最初に、1ページの第2項から読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。7ページをお願いしたいと思います。歳入の部です。地方交付税3,152万7,000円の減額となっております。27年度の普通交付税が51億718万5,000円決定しておりますけれども、留保財源が7,009万9,000円となっております。次に中段ですが、目6総務費国庫補助金848万2,000円。社会保障・税番号システム整備費補助金ですけれども、総務省社会保障・税番号システム整備費補助金414万3,000円。それから厚生労働省社会保障・税番号システム整備費補助金433万9,000円。これについては、マイナンバー制度導入に伴いまして、システムの整備を行っております。歳出については当初予算で計上しておりまして、財源措置として補助金が来ております。次に款15県支出金の中の、目3

総務費県負担金、節1ふるさと寄附負担金101万円ですが、これについては、県のふるさと納税の中で、市町村を指定されて寄附をされる方がおられますけれども、あさぎり町を指定されて寄付された分で、2名の方が納税をされております。その分で101万円が来ております。それから下段の目1総務費県補助金、節2土地利用規制等対策費交付金2万円ですけれども、これについては、1万平米以上の土地の取引等があった場合は、市町村を経由して県に報告をするというふうになっております。事務経費として2万円来ております。それから次に、9ページをお願いしたいと思います。まず1番上ですが、目2指定寄附金715万7,000円ですが、この中の、ふるさと寄附金700万円です。4月から返礼品を伴う、ふるさと納税を行っていただいておりますが、一般質問の中でもありましたとおり、今現在2,500万ほどのふるさと納税をいただいております。3月までの予想を見て、700万の収入を計上しているところです。全体で一応3,000万を見込んでおります。それから次の繰入金、目2ふるさと基金繰入金50万円です。これについては、子ども育成奨励資金に充当するようにしております。次に諸収入、3雑入、住宅防火施設整備補助金ですが、これについては、建設課長より説明がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから歳出の方に移りまして10ページです。款2総務費の中の、目7企画振興費、節19負担金補助及び交付金で、地方バス運行等特別対策補助金48万円ですが、これについては補助額が確定しましたので、当初に組んでおります経費との差額分48万円を計上しております。あさぎりを通る系統が6系統ございまして、この6系統で1億281万1,000円が赤字となっております。あさぎり町の負担が、全体2,250万2,000円となっております。続きまして、目8電子計算費、国庫支出金が848万2,000円。これは先ほど歳入で説明しましたとおり、マイナンバーに伴うシステム整備で補助金がつきましたので、財源更正を行っているところです。それから目14基金費、節25積立金、ふるさと基金積立金801万円。これはふるさと納税の見込み700万円と、県から入ってきております101万円、これを積み立てるものです。それから目15地域情報通信基盤整備推進事業費、これについても財源更正を行っておりますので、後ほど建設課長の方から歳入の内容については説明がございます。それから目17ふるさと寄附対策費、418万8,000円。節8報償費、ふるさと寄附御礼品354万円です。これはふるさと納税をされた方に対する御礼品として、計上しております。それから節13委託料64万8,000円、ふるさと寄附代理受領業務委託料3万4,000円、これはクレジットカードによる分です。それから、ふるさと寄附特産品発送業務委託料61万4,000円、これについては、ふるさと振興社と委託業務をしまして、特産品等の発送業務を行っております。それに対する手数料として不足分を計上しております。それから20ページをおあけいただきたいと思ひます。1番下の款11公債費、目1元金、これは財源更正ですけれども、住宅の管理費の中で修繕費が発生しておりまして、そちらの方に住宅の使用料を250万充てております。このために元金の方も住宅の使用料を充てておりましたが、250万をそちらの方に充当しておりますので、ここで財源更正をさせていただきます。以上企画課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） それでは総務課分の説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。歳入8ページ最上段でございますが、節3権限移譲事務交付金ということで、自治体への権限移譲が進んでおりますが、交付金といたしまして、本年度決定分が83万6,000円、11の事務に関しまして、交付金の額が決定いたしました。現計上額の差額の11万2,000円を追加をさせていただくものでございます。節4選挙人名簿システム改修の補助金でございますが、公職選挙法の改正に伴いまして、来年6月から18歳も選挙権が施行されます。それに対応するための選挙人名簿システムの改修を行う必要がございますが、これにつきましては、今年度の国の方の予算で2分の1の補助でございますが、交付をされる予定でございますので今回計上いたしております。8ページの最下段のますの中の、県支出金の中の目1総務費県委

託金でございますが、選挙費委託金でございます。説明のとおり、県議会議員の一般選挙の委託金につきましては、本年4月12日執行でございましたが、無投票だった関係で費用の減が発生しております。その分の委託金の減でございます。また県知事選挙費につきましては、来年3月27日に投開票ということで確定したようでございますが、その選挙費につきましての委託金といたしまして、746万7,000円を計上するものでございます。9ページの最下段でございます。款20の諸収入の3雑入分の、説明欄1番下、次世代自動車振興センター補助金、これは今回、電気自動車活用事例創発事業ということで、これは民間メーカーさんでございますが、具体的には日産自動車さんの方から、電気自動車の活用を進めるための、そういった創発事業を色々作る、あるいはPRのために各自治体にその利活用の提案を出して、そこを通常都道府県に2団体ほどという形で3年間無償で貸与、使用していいよというような、そういった事業を日産自動車さんがされます。そこにあさぎり町が手を上げまして、貸与が一応決定をいたしました。そういうことで、自動車本体は貸与されるわけでございます。具体的な利用方法は、通常の公用車として電気自動車でございますが、公用車として使いますが、併せてイベント等にPR用で展示をして、その電源として電気自動車でございますが、蓄電池の大きな容量を持っていますから、そういった電源として使いますよというような、そういうPR活動にも使用するとか、そういう色んな扱い方を工夫をして、メーカーさんとしてはPRに使う、町としてはそういう再生エネルギーのそういった広い意味でのPR、あともう一つは当然、先ほど言いました、通常の公用車としての利用等々に使う予定でございますが、そのための充電設備が一応役場の車庫に必要になります。それで一応10万ほど予算に計上いたす予定でございますが、その分につきましても、この補助金で向こうから来るということで、その分が補助金として歳入の計上をいたしております。ただし、これ以外の通常の保険料とか、当然電気料はあれですけど、そういった色んな維持費につきましては、町が通常の公用車の管理費の中から支出をするということになります。ということでございます。10ページの歳出でございますが、2マス目、目の6財産管理費でございます。需用費といたしまして、修繕料125万でございますが、これは内容といたしましては、今、旧須恵中に武道具センターさんが入っていただいておりますが、元給食室等がございますが、その屋根の雨漏りが発生をいたしております、その分の修繕。もう1点は福祉センターに消防、これはどこもございまして、消防設備関係、警報装置でございますが、そこに不具合が発生いたしております関係で、その2カ所の修繕を予定をするものでございます。15工事請負費でございますが、これ先ほどちょっと触れました、電気自動車の充電器を役場の車庫に設置をすることで10万を計上いたしております。財源は先ほど申し上げたとおりでございます。11ページの中ほど選挙費でございますが、目1選挙管理委員会費につきましては、消耗品は選挙管理委員会さん等が交代されました関係で、そこに公職選挙法等の書籍を委員さんに持っていただくための消耗品。印刷製本費につきましては、政治活動用立看板というのが、議員さん方もお使いになると思いますが、そういう証書が一応4年間有効ということで、今年12月いっぱいその期限が来るということで、新しい証書を印刷する必要がございます。候補者個人の方用の証書100枚、講演会そういった団体さん向けが50枚ということで印刷をさせていただくものでございます。目3県議会議員の一般選挙、先ほどちょっと触れましたが、無投票ということで、以下の内容でそれぞれ全て減額でございますが、精算をさせていただくものでございます。これは町長選挙費につきましては、それぞれ残額等が発生しておりますので、これにつきましても精算でございます。目の5農業委員会委員選挙費についても同様でございます。執行残額の精算でございます。目の6県知事選挙費、3月27日執行予定でございます。それぞれ1の報酬から以下記載のとおりの内容の予算を計上させていただくものでございます。目の7参議院議員通常選挙費という名目に目を上げておりますが、先ほど言いました選挙システムの改修が、今年度の国の予算でくるということで108万3,000円委託料で計上いたしております。先ほど収入で30数万ということで、一応2分の1補助でございますが、国の予算の都合上、現在決

定が先ほどの予算でございますので、残額につきまして本年度中にまた追加でくる予定でございます。補助率といたしましては、結果として2分の1ということで、残りについてはまた再度補正予算を組ませていただく。歳入につきまして、補正予算を組ませていただくという形でございます。それからちょっと飛びまして、18ページをお願いいたします。18ページの中程、消防費でございますが、目の1消防総務費、負担金補助及び交付金でございます。権限移譲負担金、先ほど権限移譲の交付金の決定ということで歳入も計上いたしました。その中で上球磨消防組合にまた町の方から事務をお願いしております。火薬類取締法に関する事務と、液化石油ガスの保安の法及び取引の適正化に関する法に基づきます、二つの事務につきまして、上球磨消防組合の方をお願いしております関係で、それに伴います経費を負担金といたしまして、3万5,000追加するものでございます。これの財源は権限移譲交付金でございます。それから21ページ以下に給与費明細書を上げております。この中で若干御説明いたします。1番下から二つ目、比較の欄その他の特別職ということで、14名の40万1,000円の増というふうになっておりますが、これにつきましては、先ほど申し上げました選挙関係で、投開票の立会人等さんの減もでございます。それからもう1点は後ほど説明でございますが、小学校の部活動に関する先ほどの委員会設置ございましたが、それに関する委員さんが20名増えます。そういった増減で、結果的にプラスの14名、それから40万1,000円の増は先ほど言いました選挙費の増減の中で、主に減がございまして、プラス、先ほども小学校の部活動の検討委員会分等々が増減の中で、トータルでプラスの40万1,000円ということでございます。22ページの一般職についてでございますが、22ページの下段、その内容を23ページに明細ございますが、以下の内容が職員手当の内訳として、合計51万2,000円ということで、一般職の分でございます。総務課関係以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） 税務課所管分について説明いたします。10ページです。最下段になります。目1税務総務費、節3職員手当等、マイナンバー制度の導入に伴う夜間業務になります。時間外勤務手当25万8,000円の増額になります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 町民課所管分についてご説明申し上げます。まず歳入からです。9ページをお願いいたします。最下段になります。款20諸収入、目3雑入の上から二つ目です。後期高齢者医療市町村療養給付費負担金精算金2,431万3,000円です。これは、後期高齢者医療給付費負担金の、平成26年度分の確定に伴いますところの超過負担額の精算金でございます。続きまして歳出です。11ページをお願いいたします。上段になります。款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、節18備品購入費87万円でございます。内訳としまして、マイナンバー制度に伴いますところの個人番号カード交付時に、カードの顔写真と来庁いただいた方が、同一人物であるかの確認をする顔認証システム導入のためのハードウェアに関する経費でございます。21万600円です。それから個人番号カードや通知カードなどに、住所、氏名、生年月日、性別の変更があった時に、住民記録システムと連携し、カードの裏面に印字するためのカード専用プリンタ65万8,800円です。次に15ページをお願いいたします。2段目になります。款4衛生費、目10養育医療費、23万7,000円でございます。平成26年度の養育医療費の実績により、対象者が少なかったことによりますところの負担金の返還金になります。国庫負担金15万8,000円、県負担金7万9,000円です。以上で、町民課所管分の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。7ページをお願いいたします。まず歳入の部です。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節4児童福祉費負担金、障害児給付費等国

庫負担金でございますけれども、616万9,000円の補正です。これは、障害児及び発達障害児に対する通所支援等の増額に伴う国の負担金でございます。負担率は2分の1でございます。それから款15の県支出金、目1民生費県負担金308万4,000円補正しております。これも先ほどの国庫負担金同様、障害児及び発達障害児に対する通所支援等の増加に伴う県負担金でございます。4分の1でございます。次のページをお願いします。目2民生費県補助金、節3ひとり親家庭等医療費補助金35万円計上しております。これは当初予算により、医療費の増加が見込まれますので、それに伴う県補助金2分の1を計上しているものでございます。それから節5老人福祉費補助金、地域包括医療センターネットワーク等強化事業補助金50万計上しております。これは県の単県補助事業でございますけれども、公立多良木病院の医療圏域であります。水上、湯前、多良木、あさぎり、そして錦町も含んだところでの地域包括支援センターが、医療介護の連携により、利用者のスムーズな医療介護等につなげるための共通認識や、手続方法などの統一や、今後実施しなくてはならない認知症施策や、介護予防生活支援事業について、公立多良木病院を中心とした圏域での、同じ三つの包括支援センターでの課題や取り組みの内容について、意見交換または研修等を行いながら、ネットワークの強化を図る事業でございます。それに対する県の補助金でございます。補助率は一応100%となっております。次のページをお願いします。下段の方ですけれども、款20諸収入、目1民生費納付金、節1救護施設費納付金、自己負担金（過年度分）が55万5,000円計上しております。これは、しらがね寮の入所者の自己負担金の過年度分を受け入れるものでございます。13ページをお願いします。歳出の部でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節8補償費の10万から節14の使用料及び賃借料21万まで50万1,000円を計上しておりますけれども、これも先ほど歳入で申し上げました、地域包括支援センターネットワーク等強化事業に伴う経費でございます。それから、また節28でございます、繰出金。平成25年度介護保険特別会計の精算繰出金でございますけれども、これはこの会計上、2年後に精算するというようになっておりまして額が確定しましたので、339万5,000円を計上するものでございます。それから目4障害者福祉費181万計上しております。これは各節の事業でございますけれども、当初予算の予算では不足が見込まれるために、役務費で5万4,000円、委託料で75万6,000円、扶助費で100万を計上するものでございます。目8臨時福祉給付金等給付事業57万5,000円計上しております。これは平成26年度の臨時福祉給付金給付事業補助金が額が確定しましたので、返還金として補正するものでございます。次のページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12役務費3万5,000円。それから節20扶助費1,233万8,000円計上しております。これは障害児の通所、特に放課後のデイの利用者増に伴いまして、現予算で不足が見込まれるために補正するものでございます。それから節23償還金利子及び割引料164万1,000円計上しております。これは、平成26年度の放課後児童健全育成事業、それから特別保育事業、保育緊急確保事業の国の補助金が確定したことにより、164万1,000円を国・県に返還するための計上でございます。目4ひとり親家庭福祉費70万計上しております。これも現予算では、不足が見込まれるために計上したものでございます。次に目5保育所費、節11需用費、修繕料で53万計上しております。これは第二保育所の雨漏れが発生しております。その修繕料でございます。それから節18の備品購入費17万3,000円計上しております。これは、岡原保育所の暖房機器ファンヒーターでございますけれども故障しておりまして、その1台を購入する経費を計上したものでございます。次に項3救護施設費、目1救護施設総務費、節の役務費、ECOネットシステム運用手数料でございます。7万3,000円減額補正しておりますけれども、これは今年、空調機器の改修工事を実施しましたが、この中でデマンドシステムを導入したことによって不用となりましたので、全額の7万3,000円を減額するものでございます。それから節13工事監理委託料32万6,000円。節15工事請負費262万4,000円の減額補正でございますけれども、事業の完了により額が確定した

ことよっての補正計上でございます。それから節23償還金利息及び割引料100飛んで9万6,000円計上しております。これは入所者の保護費の請求するわけでございますけれども、過誤請求がございましたので、それを山鹿の福祉事務所に返還する金額を計上したものでございます。それから目2救護施設事業費、ここでは補正額はございませんけれども、節での予算の組み替えを行ったものでございます。まず節20次のページですけれども、扶助費、入所者給付金140万5,000円減額しております。これは、熊本県救護施設協議会施設長会議におきまして、入所者給付金の見直しが行われました。それに伴いまして、当初予算では不用額が見込まれるために減額するものでございます。その財源を節11需用費140万5,000円組み替えするもので、消耗品費としまして62万4,000円。これは入所者のスポーツ大会等でのユニホーム等の更新、それと入所者が増加しましたので、賄い費材料の費用が不足するというので、78万1,000円を計上したものでございます。以上で福祉課所管の補正について説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩を閉じ、一般会計補正予算の説明を継続いたします。保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 保健環境課所管の補正予算について、御説明申し上げます。15ページをお願いいたします。款4衛生費、目1保健衛生総務費、職員手当等については、人件費でございますので割愛させていただきます。節19負担金補助及び交付金188万円の減額でございます。熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会に所属する医療機関の医師の研修時の給料等を、この協議会で負担することとして当初予算計上しておりましたけれども、研修先の医療機関との協議の結果、当該医師の給与等については、研修先の医療機関が負担することとなり、事業計画を見直したことによりまして、関係市町村の負担金が減額となり、補正させていただくものでございます。目3環境保全費、節11需用費、印刷製本費5万円の補正でございますけれども、ごみ収集場に出されたごみの中に、氏名の記入がなかったりなどの違反ごみがございまして、収集する際に注意喚起のため、そのごみ袋に添付するシールの在庫が少なくなってまいりましたため、今回補正計上させていただくものでございます。それから節13委託料、汚染物等収集運搬及び処理委託料93万5,000円の減額でございます。あさぎり町内の、公共機関にある水銀体温計等を処理するために、当初予算において、収集運搬と処理に係る経費を計上させていただいたところでございますけれども、熊本県が今年12月に水銀0キャンペーンの一環としまして、水銀体温計等の回収事業を実施することになりました。それに基づきまして、管内の市町村が回収した、水銀体温計等の処理を広域行政組合にお願いすることを申し合わせいたしました。これによりまして、あさぎり町が計画しておりました水銀体温計の処理も併せて、広域行政組合にお願いすることといたしまして、本年度の当該処理に係る経費が不用となったため減額させていただくものでございます。なお、このキャンペーンに基づいて収集した水銀体温計等の処理、それからあさぎり町の公共機関にある収集した水銀体温計の処理に係る費用については、平成29年度の広域行政組合のごみ処理の負担金として、重量に応じて請求される見込みということでございます。それから、目5母子保健事業費、節8報償費、講師謝金12万円の減額でございます。母子保健事業の中の、思春期保健福祉事業において、臨床心理士による保育所・保育園などでの講演会と、それに合わせたところの個別のカウンセリングを実施することとしておりましたけれども、講演会は計画どおりほぼ実施される所ですが、その後の個別カウンセリングの申し込みが、見込んでおりました回数よりも少ないということで、

今回減額させていただくものでございます。目8保健センター管理費、節11需用費、水道・下水道使用料3万1,000円の補正でございます。本年6月の使用料から、免田保健センターの漏水が疑われまして、一般会計予算の補正の第2号で修繕料を計上させていただき修繕工事は終了いたしましたけれども、本年度末までの使用料に不足が生じる見込みのため、今回補正計上させていただくものでございます。以上、保健環境課所管の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（大林 弘幸君） それでは、農業委員会所管課分について説明いたします。まず歳入から説明いたします。9ページをお願いいたします。中段の款20諸収入の、節1農業者年金受託事業収入30万9,000円ですが、農業者年金事務受託業務に対する交付金でありまして、当初予算で前年度の実績額の9割に当たる139万7,000円を計上しておりましたが、27年度分の170万6,000円の交付決定額が確定しましたので、その差額分を増額補正するものです。次に歳出です。16ページをお願いいたします。最上段で、目1農業委員会費、節1報酬ですが、農業委員報酬26万1,000円につきましては、農業委員の改選が今年4月に行われましたが、委員さん12人が代わられましたので、その12人の月額報酬分の補正分です。その下の目2農業者年金事務受託事業費30万9,000円につきましては、歳入で説明しました、農業者年金受託事業収入の確定によります財源更正です。以上、農業委員会所管課分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 農林振興課分の補正予算の説明をいたします。歳入から説明いたします。8ページをお願いいたします。中ほどの目4農林水産事業費県補助金、節1農業費補助金601万8,000円の減額でございます。初めに、中山間地域等直接支払交付金でございますが、本年度は集落との協定の見直しの4期目の初年度になります。このため、対象農地の見直しを行いまして、対象農地が増加しましたので、増額をお願いするものでございます。次の青年就農給付金（経営開始型）事業補助金652万7,000円につきましては、個人4人と夫婦1組が新規で申請された分の追加でございます。本年度から前年の所得に応じた補助金となりましたので、端数が発生しているところでございます。次に、多面的機能支払交付金の農地維持、資源向上・共同、資源向上・長寿命化につきましては、交付金が確定いたしましたので、当初予算で計上した額との差額を減額するものでございます。同8ページの最下段の目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金でございますが、農村地域防災減災事業委託金として、清願寺ダム関係のため池防災マップの計画をしておりましたが、国の補助金がつきませんでしたので、全額減額をするものでございます。節2林業費委託金の森林病虫害防除事業委託金につきましては、深田松林の航空防除の分ですけれども、歳入が確定しましたので減額をするものでございます。次に歳出でございます。16ページをお願いいたします。3行目、目3農業総務費は人件費でございます。目4農業振興費の節9普通旅費ですが、会計検査対応などで職員分の旅費が不足しますので、4万円を計上するものでございます。節19負担金補助及び交付金の獣害対策事業補助金につきましては、2号補正予算で今後のために20万円を追加させていただいたところでございますけれども、その後、西原グリーンファームから防護ネット1,000メートルの申請がありましたので、その分を今後のために予算化をするものでございます。青年就農給付金（経営開始型）事業補助金652万8,000円につきましては、個人4人と夫婦1組が新規で申請された分の追加分でございます。27年度は最終的に個人12人、夫婦6組の申請となりました。薬草栽培事業補助金の120万の減額につきましては、あさぎり薬草生産組合の平成26年度の販売額が1億円を突破しました。このため、運営費を組合の方で賄える見込みになったということで、補助金の辞退がありましたので、減額するものでございます。目8中山間地域等直接支払制度事業費につきましては、歳入で説明しました、中山間地域等直接支払交

付金と、町が支出する4分の1の一般財源を含めて59万2,000円を計上するものです。目11農業施設管理費の原材料費でございますが、9月に深田天子の水公園の花菖蒲がイノシシの被害に遭いまして、現行予算で鳥獣害の防止柵を購入したところでございますが、花菖蒲の株が掘り返されておりまして、花菖蒲の植え替えを1,000株ほど計画したいと思っておりますので、その苗代の追加分でございます。次に目13農地費でございます。修繕料20万円は、今後の修繕に対する不足を補うものでございます。節13委託料の、ため池ハザードマップ作成委託料につきましては、国の予算がつかなかったことにより減額するものでございます。なお、清願寺ダムの防災箇所のマップにつきましては、今回総務課で作成する予定の、町の防災マップに載せていただくように打ち合わせをしているところでございます。目16多面的機能支払制度事業費につきましては、全て歳入で説明したとおり、交付金の確定による減額となります。当初予算では100%の交付金がつく予定で計上しておりましたが、特に長寿命化の新規地区につきましては、結果的に70%程度の予算措置となりましたので、減額が大きくなったものでございます。17ページに移りまして、目17清願寺ダム管理費の清願寺ダム防災事業負担金の増額は、事業費の確定によるものでございます。次の項2林業費の目5森林病虫害防除費の委託料につきましては、いずれも事業費の確定による減額でございます。以上で、農林振興課の補正予算の説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 建設課長。

●建設課長（石塚 保典君） 建設課関係の補正予算につきまして説明いたします。まず歳入からでございますが、9ページをお願いいたします。下から2段目の表、目3雑入、節1雑入、住宅防火施設整備補助金63万円でございますが、公営住宅につきましては、毎年火災共済に加入しておりますもしもの火災などの損害があった場合による補償とは別に、公営住宅敷地内に防災無線を設置する場合、それから、住宅のバリアフリー化を行う場合は、事業費の3割を補助する防火施設整備補助事業という制度が保険の中にあります。この補助制度を活用しまして、今年度下道団地の防災無線の設置、それから柳別府団地修繕に係る、水洗ハンドルのバリアフリー化を行うこととしておりますので、その事業に対する補助金を受け入れるものでございます。63万円の充当先は、次のページ10ページ、中ほどの目15地域情報通信基盤整備推進事業費、歳入で説明いたしました、住宅防火施設整備補助金の一部49万2,000円を、下道団地の防災無線の設置財源として財源更正するものでございます。続きまして、歳出の18ページをお願いいたします。1番上の表、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料250万円でございますが、これは公営住宅の修繕料をお願いするものでございます。公営住宅につきましては、老朽化によりまして、入居者から年々修繕依頼が増えている状況でございます。随時、当初予算におきまして修繕対応しておりますが、現在要望に対応できていない台所の床の張り替え、街灯の修繕と、当初予算では不足するということから、今回補正をお願いするものでございます。それから目2住宅建設費につきましては、歳入で説明いたしました、柳別府団地の修繕に係るもので、住宅防火施設整備補助金63万円のうち13万8,000円を財源更正するものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、上下水道課所管分について説明をさせていただきます。15ページをお願いいたします。下から2行目でございます。目9簡易水道費、節28繰出金の減額でございます。これは簡易水道事業特別会計の補正で、平成26年度予算の決算による繰越金を歳入として、予算化することとしておりますので、歳出を超える歳入の繰出金を減額するものでございます。続きまして18ページをお願いいたします。2段目の目1下水道費、節28繰出金の増額でございますが、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、不足する一般財源として繰り出しをいただくものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 教育課所管分について、歳入の方8ページをお願いいたします。中ほどになります。目6教育費県補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金9万6,000円でございますけれども、小学校5年生が環境学習として、バスで水俣に行っておりますが、それに対する県の補助金を受け入れるものでございます。9ページの最上段になります。目2指定寄附金でございますけれども、この中の教育費寄附金15万7,000円についてでございますが、中部ふるさと会から5万7,200円、ふるさと関西会から10万円の寄附をいただきました。それを歳入に受け入れるものでございます。続きまして歳出の方になります。18ページをお願いいたします。下段の方になります。項1教育総務費の方からですが、目1教育委員会費、節1報酬といたしまして、教育委員報酬2万6,000円を計上いたしました。教育委員2名の交代による補正でございます。年額報酬となっております委員が、月の途中で交代する場合は、月割で計算をすることとなります。従いまして、1人1カ月分の2人分ということで計上いたしております。節9旅費、費用弁償45万円の減額と、目2事務局費の普通旅費21万8,000円につきましては、沖縄県で開催を予定しておりました、九州地区の教育委員大会が台風で中止となりました。それに合わせ、教育委員と職員分を今回減額するものでございます。目3教育振興費でございます。節19負担金補助及び交付金、子ども育成奨励支援金50万円を計上いたしておりますけれども、当初予算におきまして100万円計上しておりましたけれども、団体を含め全国大会等への出場が多く、予算不足が見込まれますため、今回補正をするものでございます。続きまして19ページでございます。項2小学校費、目1学校管理費でございます。節13の委託料に設計委託料75万円を計上いたしております。上小学校の配せん室の真上の階が職員トイレとなっております。配管が老朽化し、漏水の危険性があるということで、衛生面での問題があるため、別の場所に新たに配せん室を設置するための設計委託料でございます。続きまして、節18備品購入費として、図書購入費10万円を計上いたしております。これはふるさと会からの寄附金を活用して、図書を購入するものでございます。小学校でございますので、1校当たり2万円、5校分として措置をいたしております。関西会からの寄附金10万円を、ここに充当させていただきました。続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございます。節18の備品購入費といたしまして、図書購入費5万7,000円を措置いたしております。小学校同様、ふるさと会からの寄附金を活用して図書を購入するものでございます。中部会の寄附金を充当いたしております。続きまして、項4生涯学習費の中の、目1生涯学習総務費でございます。節19負担金補助及び交付金として、社会教育関係団体大会出場奨励金1万円を計上しております。ボーイスカウトの世界大会、世界スカウトジャンボリーが山口県で開催され、町内から1名の方が参加をされました。それに対する奨励金として、今回措置をするものでございます。続きまして、目2公民館費、節19負担金補助及び交付金でございますが、公民分館等施設整備費補助金13万8,000円につきましては、深田の庄屋地区公民分館の修理と、シロアリ駆除に対する整備補助金でございます。通常は当初予算または6月補正にて予算を措置するものでございますけれども、今回緊急性が高いということで、計上させていただきました。続きまして目3文化財保護費でございます。節13委託料といたしまして、鎔金獣帯鏡レプリカ制作委託料141万6,000円を計上しております。本年度内に熊本市におきまして、鎔金獣帯鏡のレプリカを制作することから、本町も一緒に取り組むことで、経費を抑えてレプリカ制作の計画したものでございます。今回2種類のレプリカを制作することとしておりますけれども、一つは3Dプリンタにより、現状を映したレプリカ、もう一つは制作された当時の獣帯鏡を再現したもので、材質の実物を模造して作るものでございます。これらの二つのレプリカにつきましては、常時生涯学習センターの文化財収蔵庫の方に展示をいたしますけれども、各種イベント時には持ち出して、展示ケース等で見られるように措置したいというふうに考えております。続きまして、節19の負担金補助及び交付金でございます。荒茂毘沙門堂国重

要文化財指定記念式典助成金10万円でございます。本年9月4日に、深田の荒茂毘沙門堂の木造天立像3体が国重要文化財に指定をされました。今回、地元の住民の方が実行委員となって記念講演会と祝賀会を開催するというので、イベント補助金として、今回助成をしたいということで措置をいたしております。続きまして20ページでございます。項5保健体育費、目1保健体育総務費でございます。節1報酬の小学校クラブ活動社会体育移行検討委員会報酬8万7,000円と、節9旅費、費用弁償2万2,000円につきましては、社会体育移行検討委員会設置条例の制定にあわせまして、委員報酬と費用弁償20名分を計上したものでございます。続きまして、目2体育施設費でございます。節9旅費、普通旅費12万6,000円と、節19負担金補助及び交付金、B&G指導者研修会負担金2万円、全国B&G指導者会総会負担金8千円、この二つにつきましては、東京の本部で開催されますB&Gの指導員研修にかかります、職員旅費と負担金でございます。現在資格を有している職員が1名おまして、更新をせずに執行してる職員もおります。その中から職員1名を選出して、2名分を今回計上し、資格取得をするようにしております。続きまして、節15工事請負費61万9,000円でございます。永才地区にあります運動公園の法面が、大雨により崩れております。今回、予算措置して、その補修を行うこととしております。続きまして、項6学校給食費、目1給食センター運営費でございます。節11需用費といたしまして、修繕料22万円を計上いたしておりますが、センター内の炊飯釜と、回転釜のバルブ減圧弁が、故障いたしております。この修繕交換するのに必要な経費ということで、予算を計上いたしました。以上でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番、皆越議員。

○議員(10番 皆越 てる子さん) 10番、皆越でございます。19ページの、先ほど教育課長が御説明いただきました、文化財保護費の中のレプリカ制作が141万6,000円ということでございます。2個作るというようなことでございますけれども、説明の中では持ち出し可能ということでございますので、あさぎり中学校でも文化祭が行われまして、文化の歴史を発表していただきましたので、どうか持ち出し可能ということであれば、文化祭がある時にも一応課内で話し合っ、課長決裁か教育課長決裁をどこまでするか分からないというなことで、課内で検討していただいて、決済をいただいて、持ち出しということで、活用というか活かしていただきたいなと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 教育課長。

●教育課長(甲斐 龍馬君) 町内の各種イベント中で持ち出し可能、展示可能なイベント等につきましては、積極的に展示できるよう、町民の方が見られるような措置を展開していきたいと思っております。学校等につきましても、いわゆる文化祭とか、色々なイベント等については同様に展示等を行っていきないうふうに考えております。以上です。

◎議長(橋爪 和彦君) ほかに質疑ございませんか。11番、小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 11番です。2点お伺いいたします。ページは10ページの企画振興費の、地方バス運行等特別対策補助金で補正48万されてまして、合計2,250万、あさぎり町が補助金を支出することになっておりますが、今大体どれ位の路線で、どれ位の人が利用しているのかということと、それから9ページの雑入の中の、住宅防火施設整備補助金の中で、下道団地に防災無線を設置されたというふうに課長御説明でございましたが、今町内は光ケーブルで、防災等の告知を行っておりますけど、無線であるということになると、どういうシステムで利用されているか、その2点を伺いたいと思っております。

◎議長(橋爪 和彦君) 企画財政課長。

●企画財政課長(神田 利久君) 路線バスの利用状況ということですが、これについて資料を持ってきておりませんので、後ほど報告したいというふうに思います。それから先ほどの地域情報通信基盤整備推

進事業の中での、下道団地の防災無線というふうな話だったんですが、これについては告知放送の子局ですかね、これの設置に充てる分です。申し訳ございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 無線ではなくて有線ということですかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 一応光ファイバーによる告知放送ということですね。申しわけございません。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。16ページの農業施設管理費で、深田天子の水公園の苗の植え替えの原材料費が要るということだったんですけども、根本的には獣害の対策っていうのは出来ているんでございましょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 当然対策をしないと、また同じことになるということで、現行予算の中で、柵は購入しまして付けていただくということにしております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。6番、徳永議員。

○議員（6番 徳永 正道君） 8ページの青年就農給付金の件でございますけれども、昨年度でしたか、私の知り合いのところの青年が町外から帰って来て、そして農業をやりたいということで申請をされて、昨年度は申請したけれども、漏れたと。今年度も申請していると聞いているんですけども、そういう町外からせっかく意欲を持って、帰って来て農業をやりたいというような青年に対してはしっかりと事情聴取もして、申請に対しての町の許可というものをやってほしいなというところもあるんですよ。ですから、今年は何名だったですかね、これは4人とか夫婦1組とか6名とか色々お聞かせ願いましたけれども、中身は聞きませんが、せっかくの新たな就農者として意欲を燃やしてるわけですから、是非そこらあたりも考慮していただいて、期待に答えていただきたいというふうに要望をしておきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 青年就農給付金につきましては、農林振興課のスタンスとしましては、国の予算をもらってやる事業でございますので、事業要件があれば全て該当するようにしているというところがございます。担当者の方と本人と打ち合わせをしまして、5年後の目標がございます。それをクリアできるような計画を作っていただきたいというお願いをしております。その計画が合致するかしないか、中にはただけけるということで、例えば5年後6年後に、じゃこれで本当に農業で食べていけるのかっていう位のことを持って来られる方もおられますので、5年後には農業で食べていける位の所得があるような、計画を作っていただきたいというお願いをしております。そこはできるだけ、こちらも一緒になって計画を作るわけなんですけど、現実には非常に難しい方も中にはおられますので、そういったところをしっかりと作っていただければ、スタンスとすると出来るだけ該当するようにしたいというふうなスタンスで取り組んでおりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。質疑ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方
起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） ここで休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

◎議長（橋爪 和彦君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。午前中の11番、小見田議員からの質問
に対しましての、追加答弁が企画財政課長から申し出ておられますので、これを認めます。企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 午前中に小見田議員から質問がございました、路線バスの利用状況について
お答えしたいと思います。系統的には6系統ございまして、湯前駅までの分と、それから古屋敷まで、そ
れから市房登山道口まで、それぞれ西ノ村経由と木上経緯がございまして、6系統ございます。配置のバス
の定員ですが、これ全て32人と定員数になっておりまして、まず最初に西ノ村経由での湯前駅前までの路
線についてですが、1日当たりの運行回数が6.8、平均乗車率が乗車密度、1.1人となっております。

1日当たり7.4人、それから木上経由での湯前駅前ですが、これについては1日当たり運行回数が4.8
回、平均乗車密度が0.8となっております。1日当たり3.8、それから西ノ村経由での古屋敷、これにつ
いては2.8回、平均乗車率が1.2、1日当たりの輸送が3.3、それから木上経由での古屋敷ですが、1日
当たりの運行回数が2.1、平均乗車密度が0.6、1日当たり1.2となっております。それから西ノ村経
由での市房登山口、これについては1日当たり運行回数が4.1、平均乗車密度が1.5、1日当たり輸送量
が6.1、それから木上経由の市房登山口ですが、これについては1日当たり運行回数が2.3、平均乗車密
度0.8人、1日当たりの輸送量が1.8となっております。以上で報告にかえさせていただきます。

日程第6 議案第38号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第6、議案第38号、平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第38号、平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について提案いたします。平成27年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定
めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,08
0万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,349万3,000円とする
ものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきま
すよう、よろしく願います。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） それでは税務課所管分について説明いたします。6ページをお願いします。歳
入の説明になります。目2退職被保険者等国民健康保険税、節の医療給付費介護納付金、後期高齢者支援金
の現年課税分合わせて797万円の減額になります。減額理由であります。退職被保険者数の大幅な減少
によりまして、当初予算査定時と年度末の算定時の収入見込み額に大きな差があるために、減額をするもの
であります。当初見込みの被保険者数から70名弱の減少となっております。以上、説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 町民課所管分につきまして、歳出の方から御説明を申し上げます。7ペー

ジをお願いいたします。款1総務費、目1一般管理費、節12役務費、共同電算委託手数料83万7,000円です。これは国保連合会で、レセプトなどの資格確認や、給付記録の事務を行うことへの委託手数料でございまして、前年度と同額を計上いたしておりましたが、平均のレセプト件数の増加によりまして、不足が生じますので、増額補正をお願いするものでございます。款2保険給付費、目3一般被保険者療養費でございます。129万6,000円です。こちらは高額な療養費の支給を要する方があったため、不足を生じますので、増額補正をお願いいたします。款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金42万8,000円です。後期高齢者医療制度の医療費につきまして、社会保険診療報酬支払基金から額の決定通知によりましての増額補正です。款4前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金4万1,000円です。こちらは65歳以上75歳未満にかかります医療費の、保険者間の不均衡を調整する仕組みでございまして、こちらも社会保険診療報酬支払基金からの決定通知による増額でございます。款7共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金、節19負担金補助及び交付金です。3億223万3,000円です。県内市町村国保間の財政の安定化を図るため、医療費負担を調整する拠出金事業でございまして、これまで30万円以上80万円未満の医療費が、対象でございましたが、レセプト1件1円以上の医療費が対象となったことによりまして、不足が生じますので、増額補正をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。款12予備費でございます。597万3,000円。これは財源調整をさせていただくものでございます。続きまして歳入です。6ページをお願いいたします。中段になります。款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、節2保険財政共同安定化事業交付金3億118万3,000円です。歳出で申し上げましたけれども、県内市町村国保間の医療費負担を調整するもので、国保連合会の方から交付されるものです。これまで30万以上80万円未満の医療費が対象でございましたけれども、1件1円以上の医療費に拡大されましたので、増額をさせていただくものでございます。款11諸収入、目6雑入です。熊本県国保連合会積立金返還金でございます。1,759万5,000円です。これは国保連合会がレセプト手数料につきまして、剰余金を積立金として積み立てておりましたけれども、厚生労働省からの国保連合会における経理事務の一部改正によりまして、剰余金が生じた際は、翌年度の手数料の額から、控除する取り扱いとされました。今年7月21日に開催されました、国保連合会の通常総会におきまして、積立金の一部を保険者へ返還することが承認され、平成25年以前5年間のレセプト件数について、返還が決定されたものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 5番です。税務課長にお伺いしますけれども、先ほど退職被保険者等が70名の見込みが、より少なかったという説明でございますけれども、当初計画された時には加入者の計画の算定はどうされてるか、70人の中には被保険者として死亡された方も含めてこうなってるのか、そのとこ教えていただけますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） 当初予算の算定ということですので、その場合は3月末の見込みで、予算は算定をします。ただその見込みの違いと言いますか、そういうので調定をした時に差がでてきたことが一つありますが、退職被保険者というのは、制度的には廃止になっておりまして、今は移行期間で動いておりますので、年々減少している。その中で年で分かるじゃなくて、喪失と言いますか、社会保険の扶養、そういうことで、喪失も考えて、それだけ減ったということでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第7、議案第39号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第39号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案いたします。平成27年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,443万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。1ページの2項から朗読して、説明に入りたいと思います。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。6ページをお願いします。歳入の方から説明します。款7の繰入金、目1介護給付費繰入金、節2過年度分の339万5,000円計上しております。これは平成25年度の介護保険特別会計の一般会計からの繰入金の額が確定しまして、2年目で精算することになりまして、先ほどの一般会計で可決していただきましたけれども、その339万5,000円を受け入れるものでございます。それから、款8の繰越金79万9,000円におきましては、歳出の補正額の財源として繰越金から充てるものでございます。次のページをお願いします。歳入でございます。款1総務費、目1介護認定審査会費17万6,000円を計上しております。これは現在、介護保険認定調査におきましては、非常勤職員2名、それから保健環境課の保健師並びに福祉課の職員で認定調査を行っておりますけれども、12月をもって非常勤の職員が1名退職されます。この認定調査員は、県主催の研修会を受講しなければ訪問調査ができませんけれども、その研修が12月に予定されております。それ以降27年度においては計画がなされておられませんので、スムーズな認定調査業務を行うため、12月だけは3名体制を取らせてもらうということで、1カ月分が不足するため、17万6,000円を計上したものでございます。節1報酬で15万、節4共済費で2万1,000円、旅費で5,000円を計上したものでございます。それから、款2保険給付費、目1介護サービス等給付費339万5,000円、これは歳入で繰入金339万5,000円を受け入れたために、予算編成上の関係から介護保険給付費負担金の方に339万を予算計上したものでございます。それから、款4地域支援事業費、目2包括的支援事業費3万4,000円は、高齢者の訪問事業、命のバトンを行っておりますけれども、その業務用のパソコンが故障し、更新が必要となったことによりまして、パソコンのリース料として3カ月分1万7,000円と、それから14使用料及び賃借料としまして、そのシステムの再セットアップ料として、1万7,000円を計上したものでございます。次に、目3任意事業費、節委託料、食の自立支援事業委託料58万

9,000円計上しております。これは総合事業において配食の支援を受けるものを除く、高齢者の地域における自立した生活を継続するため、栄養改善が必要な高齢者に対する配食及び見回り等の支援事業でございますけれども、現予算で不足が見込まれますために、58万9,000円を補正したものでございます。

●福課長（小見田 文男君） 以上で補正予算について説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第8、議案第40号、平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第40号、平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。平成27年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,456万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明をさせていただきます。まず第2項より読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。7ページの歳出をお願ひします。目1として、一般管理費の増額をお願ひするものですが、これは平成26年度の消費税等の額を確定申告により確定しましたところ、見込んでおりました額よりも多かつたため、3月に納付する平成27年度分の中間納付分が不足するため、増額をお願ひするものでございます。6ページの歳入をお願ひいたします。歳入につきましては、2段目の目1繰越金を平成26年度の決算による繰越金を歳入予算に計上したものでございます。それによりまして、1段目の一般会計繰入金を算出額をオーバーする分を減額するものでございます。説明は以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第9、議案第41号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第41号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案いたします。平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,287万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明をさせていただきます。2項より読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、7ページをお願いいたします。目2としまして、下水道維持費の節11需用費、修繕料を増額をお願いするものでございますが、これは県が行うあさぎり駅前交差点改良に伴いまして、国県道に占用しておりますマンホールの高さの調整11カ所、公共柵の井戸3カ所をする必要がございますので、そのための経費として計上させていただいたものでございます。6ページの歳入につきましては、補正に伴う一般財源として、一般会計から繰り入れをお願いいただくものでございます。以上、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第10、議案第42号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第42号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,031万7,000円とするものでございます。詳細につ

きましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 平成27年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。1ページ、第2項から読ませていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。事項別明細の方から説明させていただきます。4ページをお願いいたします、最終ページでございます。歳入は繰越金を58万3,000円計上したところでございます。歳出に係る財源としておるところでございます。歳出の方ですが、目1管理会費ですけれども、本年は財産区のあり方の検討など管理会の回数が増加しております、不足する費用弁償は1万8,000円計上しております。また、目2一般管理費で、消費税につきまして、中間納付分が不足いたしますので、56万5,000円を追加するものでございます。財産区特別会計補正予算は以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11 諮問第1号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号はお手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第12 発議第3号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第12、発議第3号「ヘイトスピーチ対策について強化策を求める意見書」についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 発議第3号、あさぎり町議会議長、橋爪和彦様、提出者、あさぎり町議会議員永井英治。賛成者、あさぎり町議会議員皆越てる子。「ヘイトスピーチ対策について強化策を求める意見書」について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条第1項及び第2項の規定により提出します。

◎議長（橋爪 和彦君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第4号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第13、発議第4号、「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書」についてを議題とします。本案について提出者の趣旨、説明を求めます。14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 発議第4号です。提出者はあさぎり町議会の溝口峰男と森岡勉でございます。「ゴルフ場の利用税の堅持を求める意見書」についてであります。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条第1項他及び第2項の規定により提出をいたします。よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第5号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第14、発議第5号「TPPの国内批准に向けた慎重な審議と万全な国内対策に関する意見書」についてを議題とします。本案について提出者の趣旨、説明を求めます。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 発議第5号、平成27年12月11日、あさぎり町議会議長橋爪和彦様。提出者、あさぎり町議会議員小見田和行。賛成者、あさぎり町議会議員永井英治。「TPPの国内批准に向けた慎重な審議と万全な国内対策に関する意見書」について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについ

ては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(橋爪 和彦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成27年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長(坂本 健一郎君) 起立、礼。お疲れ様でした。

午後2時04分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 橋爪 和彦

署名議員 溝口 峰男

署名議員 久保田 久男